

令和2年6月9日

仙台市子ども会連合会
仙台市子ども会育成会連合会 様
泉区子ども会育成会 様
秋保町子ども会育成会連合会 様
宮城子ども会育成会連合会 様

仙台市子ども会連合会
会長 千葉 貴和子



緊急事態宣言解除を受けての子ども会活動等について（通知）

4月16日付で緊急事態宣言が全国に発令されたことを受けて、仙台市子ども会連合会としては、仙台市内の子ども会活動について、子どもたちの命・安全・安心を第一に考え、当面の間、活動を自粛するよう4月17日付で通知しましたが、5月25日付で緊急事態宣言が解除されました。

つきましては、子ども会活動を再開する場合には、下記1の留意事項に十分配慮するよう、貴所属の単位子ども会までの周知徹底をお願いいたします。

なお、活動を再開する際は、下記2の安全共済会加入手続きを行事の1週間前までにお願いいたします。

記

1 留意事項

- (1) 会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する。
- (2) 人と人との間隔をできるだけ確保する。
- (3) 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する。
- (4) 参加者の名簿の作成や、連絡先等の把握に努める。
- (5) イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける。
- (6) 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）。
- (7) 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する。
- (8) マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける。
- (9) 手洗いを徹底する。
- (10) 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置する。
- (11) こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）。

2 安全共済会加入手続き

- (1) 加入者名簿の提出
- (2) 年間計画書の提出
- (3) 会費の納入（前期は110円）

※当面、錦町庁舎（仙台市子供未来局子供相談支援センター2F）での加入手続きは行いません。上記2の（1）（2）の書類郵送と（3）の銀行口座振込みでお願いします。

（裏面あり）

【参考】仙台市ホームページをご参照ください。

日常生活に「新しい生活様式」を

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/kanri/sekatsu/newseikatuyousiki.html>

日常生活に「新しい生活様式」を
せんだい生活スタイル

- だ 大事な人を守るために
- て 手洗い30秒
- ま マスクをしよう
- さ 3密避けて
- む 向かい合わない
- ね ネットも活用

仙台市

仙台市子ども会連合会 会長 千葉 貴和子

〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目 3-9 仙台市子ども相談支援センター内

TEL 022-214-8602【電話問い合わせ：火・金（13時～16時）】 FAX 022-262-4761

直通 TEL 080-1141-3286